

本願寺史料研究所報

第 69 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者 所長 赤松 徹眞
発行日 二〇二五年九月三〇日

近世の本願寺、その日その日

――防火・防災体制をめぐって――

左右田 昌幸

はじめに

近世本願寺では、複数の役所や御殿で役務ごとに日次記が筆録されていきました。そのすべてが現存しているわけではないのですが、本願寺史料研究所には容易には展開しきれない分量の日次記が保管されています。これらの日次記を展開する過程で、筆者の興味アンテナが反応した記事が執筆のスタートラインです。

「近世の本願寺、その日その日」で採り上げてきた項目内容は多岐にわたりますが、日次記のある記事に

アンテナが反応し、関連史料の当たりを付けて一紙文書や記録類の探索を始めると、その過程でまったく別の内容の記事にもアンテナが反応することもあり、執筆にいたった項目の範囲が、たこ足的に広がりました。今回は、近世の本願寺における防火・防災体制に関する三つの項目を紹介します。

一 非常災害時の法宝物の避難体制について

筆者は「非常災害時の防災・避難体制をめぐって」と副題を付した「近世の本願寺、その日その日」(『本願寺史料研究所報』第六二号、二〇二二年。以下『所報』第六二号と略記します)で、本願寺が非常災害時には、大通寺が宗主や家族・法宝物の避難場所となっていた点について、「日次之記」天明八年(一七八八)正月晦日条に「兼而御手当御頼故」とあることを紹介しました。

しかし、その「兼而」が、京都における天明八年の大火から時間的にどれくらい遡るのかは不明でした。

本願寺式務部蔵の「被仰渡候条々控（仮称）」と題された史料によって、「兼而」がいつのことであるのか、ほぼ確定することが可能になりました。

同史料の表紙には、次のようにあります。

（表紙・後補か）

「昭和四十三年八月三十日

被仰渡候条々控（仮称）

勤番所
」

表紙は非常に薄くて弱い紙質のため、後補であることが明確です。紙質からすると、近代以降の紙ではないかと感じます。史料の本紙にある本文の文字は特徴ある丸文字風の「くずし字」で、一人の筆跡です。

昭和四十三年（一九六八）八月段階での宗務組織に勤番所と称される部署の存在は目にすることがあります。筆者にとつて、近世段階でも勤番所という役所は耳慣れない名称ですので、正式名称ではなく御堂における式務に「勤番」する「香房」の一般的な呼称なのかもしれない。

この表紙の記述を筆者は、次のように理解しています。本願寺で勤番所と通称された役所が所蔵していた記録があり、その内容は「被仰渡候条々」と理解できるもので

あった。その記録を式務部が昭和四十三年八月三十日に「被仰渡候条々控」と「仮称」して筆録した。または、別の部署が筆録したものを、のちに式務部が引き継いだ。筆録の状況からすると、影写本ないし転写本と称してもよい写本だろうと考えています。

冊子は袋綴で、表紙を除いて本紙は七十七枚。内容は、延宝八年（一六八〇）四月の法談に関する五か条の「定」に始まり、途中で「山科連署記」の一部が筆写されたりして、この項目で紹介する「定」が最後となっています。では、さっそく記事の本文を紹介しましょう。

定

御近辺急火之節、御真影御遷座有之節者、為合図喚鐘鳴シ可申事

御興役

院内中

介添

堂達中

勤番

御供

章公院

法盛寺

院家中

内陣中

余間中

堂達中

居残り之外不殘

両御門跡様御随從
御連枝方御供
御堂居残

勤番

明覚寺

円成寺

妙行寺

金剛寺

正定寺

崇泉寺

法輪寺

浄信寺

三十日番

火番

御除場、方角東北之方急火之節者大進宰相・少進宅之内江、西南之節者讃岐守・采女宅之内江、大火之節者西南二候ハ、龍谷山、東北二候ハ、大通寺右之趣被仰出候間、銘々兼而相心得、早速御堂江駆附相働可被申事

明和九壬辰年

長御殿

四月

本願寺の東北方向で大火が発生したときに、大通寺に御真影を避難させることになったのは、この明和九年（一七七二）。十一月に安永に改元）四月でほぼ間違いないで

しょう。しかし、ではなぜ、この安永元年（一七七二）であつたのかとなると、筆者は明確な手がかりを持っていません。

一つの可能性として考えられるのは、安永元年二月の江戸における「行人坂火事」と称される大火が契機となつたのではないかということです。この大火について「江戸江遣書状之留」の安永元年三月十四日附築地御坊輪番三人宛ての本願寺坊官家老衆三人書状によれば、遠く離れた京都の本願寺でも明暦三年（一六五七）以来の江戸大火として話題になつていたようで、「去月（二月）廿九日午刻過方目黒行人坂方出火、翌晦日七半過消火（中略）右出火、当地二而も彼は風聞有之候故（中略）就夫此度其表大火凡道場所被成御覽度との事候間、書林有合之江戸惣絵図類焼通りニ朱引被致差上候」とあります。法如宗主が江戸における火災状況と末寺の位置関係などを把握するために、市販の江戸惣絵図に火災の進行を朱引で示したものを築地御坊輪番に所望しているのですから、本願寺の内部でかなりの危機感が高まつたと想像されます。

そのような時に京都の寺内町でも、「当月（三月）七日夜子刻過、御境内西中筋御前通下ル町東側」（同前）より出火し、五軒の町家が焼失します。この火災についても少し詳細が判るのは「長御殿御日次帳」安永元年三月七日条です（同時期の「晟章殿日次」の記載は簡略で、「錦花殿御日次帳」は欠本です。なお「晟章殿日次」

は、文政四年（一八二一）頃より「晟章殿御記録」と表紙に記されますが、内容は日次記です。史料名は「晟章殿日次」に統一します。記事を提示しましょう（なお、翻刻には反映しませんでした。河内屋伊右衛門より「同」が並んだ藤屋伊兵衛まで、そのすぐ上に左から右へ横方向に「間口凡十三間ほど」とあります）。

一 今子刻過方西中筋御前通下ル町東側、左之通出火、
北風ニ而焼失、寅刻頃火鎮ル

井上七郎右衛門借家

河内屋伊右衛門

自分家 此間方

金屋孫兵衛

同

河内屋甚右衛門

同

毛摩屋市右衛門

同

藤屋伊兵衛

半こほち二而消留

平井七郎右衛門

この記事によれば、焼失した町家はたしかに五軒ですが、延焼を防ぐために六軒目が半分壊されたことが判ります。風向きによつては本願寺に延焼・類焼の危険もあり

った火災でした。この火災も、本願寺における火災に対する危機感を高めたと考えられます。さきに紹介した「江戸江遣書状之留」の安永元年三月十四日附築地御坊輪番三人宛ての本願寺坊官家老衆三人書状には、京都における三月七日の火災について「風並宜寅刻頃消火申候」となったけれども、「御堂近所ゆえ甚気遣申候」と記すとともに、「其表にて伝承有之可被氣遣候故申達候」と記して、築地御坊の輪番三人にも火災に対する注意喚起をおこなっています。おそらく京都の本願寺においても、江戸の火災は他人事ではなかったのでしょう。

状況証拠的には、大通寺が宗主や家族・法宝物の避難場所となっていた点について、以上のような史料提示でかなりの確度で実証できたと思います。ただ、筆者はもう少し歴史的な背景を視野に入れた方がよいとも感じます。

たとえば、本願寺に危険が迫りそうな火災の時には宗主自らが御堂に御成して火災の状況を確認したりするのですが、安永元年三月七日の火災では宗主の御成を確認できません。しかし、宝暦九年（一七五九）二月八日に醒井元日町東坊より出火し慶証寺なども少し類焼した火災では、法如宗主・文如宗主が二人そろって「御影堂北之御縁」に御成しています（「錦花殿御日次帳」）。筆者が日次記で確認できている範囲では、宝暦十一年三月二十九日に油小路上魚棚より出火した火災では文如宗主が「御堂御縁側」に、明和元年（一七六四）二月二十八日

に仏具屋町魚棚上ル西側より出火した火災と、同年八月二十一日に大宮通七条上ル町より出火した火災、明和二年六月五日にさらに一貫町丹波口より出火した火災では、法如宗主と文如宗主がそろって御堂に御成しています。

本願寺内部で火災に対する危機意識を高めた事例があります。「長御殿御日次帳」明和四年四月十日条です。

一今寅半刻頃、北御殿御座敷方出火二而御殿中不残御蔵共ニ焼失、御門長屋計残、其外御別条無之、卯刻過火鎮、隠門様無御障御退被成、大進・宰相・主殿・帯刀早速参上、御供申直ニ大宮御殿江御入被成候、尤火消方御手勢二而相済、上方之火消茂参集候得共、御門内へハ不立入、大宮通ニ控居候事、町奉行石川土佐守殿火場見分有之、勝之進出会御案内申候

一就右東御役所へ左之通

口上覚

御門主御門内北之方ニ在之候別家信行院殿被差置候处、今十日寅之刻過台所方出火仕、右別家不残焼失仕、尤怪家人等茂無之、外ニ別条無御座候、右御届申上候、此段宜御沙汰可被下候、以上

本———内

四月十日

島村勝之進

大田播磨守様

石河土佐守様

御役人衆中

記事中の「隠門様」とは寛保三年（一七四三）三月に宗主を「退隠」した静如のことで、北御殿とはその静如の居所と考えられます。「錦花殿御日次帳」明和四年四月十日条の記載も参照すると、信行院静如は北御殿から大宮屋敷に移り、その代わりに大宮屋敷を旅館としていた願証寺は「俄ニ黒門御屋敷へ御移」となりました。

鎮火にいたる状況について、参集してきた「上方之火消」（京都大名火消でしょうか）は本願寺の門内には入らず大宮通で控えており、おそらく本願寺の管轄下にある「火消方御手勢二而相済」とあることに目を引かれます。幸いにも御堂などへの延焼・類焼は防げる規模の火災であったとしても、火災現場は「御門主御門内北之方」在之候別家」であったわけですから、本願寺としても気楽に構えていられたはずはありません（なお、「火消方御手勢」が近世後期における本願寺個別の町役所火消や御作事火消に直接つながっているのかどうか不明なのですが、本項目の最初に注記した拙稿で本願寺の火消について少し触れることができました）。この火災の鎮火後には、この火災で特別にということではなかったとは思いますが、市中の火災を非常に警戒していた町奉行による実見分がおこなわれているので、一層、火災に対する警戒感が高まったと考えられます。

さらに、本願寺の日記を展開していると火の用心の記事をしばしば目にします。この明和四年三月十四日も火の用心の議奏触が本願寺には到着していました(『錦花殿御日次帳』)。

安永元年二月の江戸の大火と同年三月七日の京都の寺内町の火災が、大通寺を宗主や家族・法宝物の避難場所とすることの契機となった背景には、紹介できたこれらの事例があったと考えられるのではないのでしょうか。

とはいうものの、以上はあくまで間接的な史料による推測です。より直接的な手がかりを求めて『本願寺年表』(一九八一年)の安永元年を点検してみると、三月に「出火の節の処置を定め、御納戸・西御蔵・黒書院に詰所を置く(絵表所記録)」とあります。筆者は、年表のこの項目をまったく見落としていました。前掲の拙稿で詳細な解説はできないにしても言及しなければならなかったと反省しています。今回紹介している「被仰渡候条々控(仮称)」の四月と一か月の相違がありますが、一連の災害避難体制であったのでしょうか。

ただ、筆者には『本願寺年表』が項目の記述根拠として提示している「絵表所記録」がどこにあるのか、どのような記録なのか、まったく見当が付きません。本願寺史料研究所には、絵表所の「採訪写真ファイル」はあるのですが、「絵表所記録」に該当する記録はファイルさ

れていません。本願寺史料研究所の書庫で「絵表所記録」に該当するような史料を、これまでに目にした記憶もありません。

また、龍谷大学図書館所蔵の「萬帳」(二冊)の帙には「本願寺絵所仲間記録」とありますので内容を点検してみました。文政三年(一八二〇)から明治初期にいたる絵所仲間の雑記録で、安永元年三月の記事はみあたらず、『本願寺年表』が提示している「絵表所記録」ではないと思われます。

【付記】「被仰渡候条々控(仮称)」が、日野照正『真宗史試論本願寺の鑰役』(自照社出版、二〇〇六年)に翻刻されていることを、脱稿後に岡村喜史氏より教えられました。日野氏によれば、勤番所とは侍真侯所のこと、勤番の鑑役(司鑑)が記録したものとされています。筆者は、二〇二五年四月に式務部にて当該史料を確認させていただきました。

二 西御蔵の防火体制

この項目は、「諸日記」嘉永四年(一八五一)三月二日条に筆録された西御蔵の個別の防火体制を紹介することが主眼です。嘉永四年のこの記事は、『所報』第六二号を書いているときにも、「同朋運動史の窓」六九回『振興会通信』第一六三号、二〇二三年)を書いたときにも

目にして、その一部分を利用している記事です。しかし、そのとき筆者は、被差別身分の門徒たちによる防火活動に目を奪われて、記事の全体が見えていませんでした。差別問題を離れたところでも、非常に興味深い内容の記事です。最初に記事を紹介したいと思います。

一 西御蔵御宝蔵を始、非常御手当之義ニ付、是迄一向ニ無之ニ付、過日左兵衛尉方数馬江勘考之義申入□候処、今日左之通伺差出

一 非常之節、西之御蔵御守護致し、兼而之手筈取調仕候所、是迄方角ニ方大工・左官等、相廻し候義ニ候得共、睨と取究有之事者無之、以来之所左之通取究置、如何御座候哉奉伺

御作事火消之義ハ、全□□御内御備之為ニ候間、方角ニ方他者捨置、御蔵御守護申候様仕候ハ、宜哉ニ奉存候、万一火急之義も御座候而火消人□相寄候迄之義ニ付、防方無之而ハ難相成与 □様之節者誰彼之論ハ無之相詰、御守護可申上義勿論之義ニ御座候得共、其内大部屋御下部之内ニ而、兼而之心得申達置可然奉存候

一 御蔵御番へも兼而前条之次第申聞置、其心得を以取計可仕候事

一 御納戸方御守護申上候義ハ申迄も無之、兼申合置可申事

一 御蔵目塗并戸前等塗立候圍土之義、以前ニハ御用

意も有之候所、何比となく其御用意も無之、圍場所も無之様ニ相成有之候ニ付、更ニ御場所見繕じ、其御用意致置、時々見廻り可申、土之処者大躰御入用見積相貯置可申事

但、土兼而コネ置候而ハ、自然干き候節、火急之便理ニ不相成、右者粉土スサニ而貯置、入用之節水入候て被用候様之貯方も可有之、右迫候義者其筋承合相圍置可申事

この後に被差別身分の門徒たちの防火活動について一書が続きますが、これについては前記の「同朋運動史の窓」六九回を参照していただければと思います。

最初に「西御蔵御宝蔵を始、非常御手当之義、是迄一向ニ無之」とありますが、文化十年（一八一三）の体制があつたはずですので、どのように考えればよいのでしょうか。二つ目の一書の内容を勘案すると、本願寺全体を対象にした文化十年の体制はあるけれども、個別の御蔵を対象とした、ことに西御蔵を対象とした「非常御手当之義」は制定されていないという意味に理解できるかと思ひます。二つ目では「是迄方角ニ方大工・左官等、相廻し候義ニ候得共」とありますので、「大工・左官等」が西御蔵の防火に廻っていたようですが、あくまで状況に対応してということであつて、体制としては確立していなかったのでしょう。

「大工・左官等」は文化十年の体制では、両御堂の門

前石橋が第一の警備担当の場所であつたと考えられます。ですから、二つ目に「大工・左官等」が御蔵に廻ることは「睨と取究有之事者無之」であるけれども、必要に応じて臨機応変に西御蔵に廻つたということでしょう。実際に火災の危機が迫れば二つ目の「御作事火消し之義ハ」以下の文言にあるように、「誰彼之論ハ無之相詰、御守護可申上義勿論之義ニ御座候」ということになるでしょう。

提示した記事は、ことに「西御蔵御宝蔵」などを個別に対象とした防災体制を勘考するように数馬に命じた記事です。興味深いのは五つ目の一つ書です。火災の防御として「御蔵目塗」と「戸前等塗立候圍出」とあることに目を引かれます。最初の「御蔵目塗」とは、御蔵の入り口や窓などの隙間から炎が入ることを防ぐために、隙間に粘土を詰めたのでしょう。「戸前等塗立候圍土」とは、粘土を塗った板などを入り口の前に置いて防火板としたということではないかと想像します。そのための粘土用の土をどのように確保しておくかを検討しています。その但し書きをみれば、事前に練っておくといざというときには乾いて固まっているので、土を粉にしておけば水を混ぜて簡単に粘土にできるというわけですから、簡便ながらかなり実際的な方法が考えられているように感じます。

しかし一方で、「西御蔵御宝蔵」は、炎が入らないように水で練った土を隙間に埋める必要があるような状態

であつたことが大きな問題ではなかったのかという点に気が掛かります。それとも御蔵の戸などの隙間を粘土で埋めるという方法は、御蔵の状態に関係なくおこなわれていた防火策なのでしょう。以前二ハ御用意も有之候所、何比となく其御用意も無之」という文言などをみると、一般的な方法であつたように理解できますが、「忘れた頃にやってくる災害」が「忘れた頃にしかやってくる災害」という感覚になり、最終的には当面は大丈夫だろうとなつて、防御策などはいつの間にやら有名無実化していったということでしょう。

【補足一】「御蔵目塗」に関して、鹿島茂氏が『神田神保町書肆街考』（ちくま文庫、二〇二二年。初出は月刊『ちくま』で『東京堂百二十年史』に基づき、明治二十五年四月十日の火災で東京神田の主立った書店が焼けた際、狼狼のあまり土蔵の類焼防止のための泥土に水を入れすぎて目塗りに使えなかったという事態があつたと記しておられます。「御蔵目塗」は一般的な類焼防止策であつたことですが、どの程度の水を入れて粘土にするのか、日常的に訓練が必要であつたことでしょう。近世後期の本願寺ではどうだったのでしょうか。

【補足二】蔵の扉の目地に粘土を詰めるという防火対策は、近世の京都でも一般的な防火対策でした。杉本歌子・金玖淑・益田兼房「杉本家における防災の備え」（立命館大学歴史都市防災研究所『歴史都市防災論文集』第四号、二〇一〇年）によれば、京都の呉服商で有力町人

門徒で御勘定衆であつた杉本家でも、同じような防火対策をおこなっています。

また、原民喜『小説集・夏の花』（岩波文庫、一九八八年）の「壊滅の序曲」には、空襲警報が頻発される広島で、原爆投下の数日前の情景に、土蔵の扉の隙間にねつた赤土を詰める一コマがありました。

三 大廻りをめぐって

筆者は、『所報』第六二号で、近世後期の本願寺における火消には作事奉行管轄と町奉行管轄の二つの集団があり、作事奉行管轄の火消集団は十一月の報恩講に際して行列を仕立てて本願寺の周辺を巡回しており、それが大廻りと称されていたことに少しだけ触れました。

この項目では報恩講の一コマとして、現在は失われている火消衆の行列などの状況を紹介します。

この大廻りについて、天保十二年（一八四一）十一月二十七日附「大廻り行列帳（御作事）」（Aと略記）と天保十二年十一月附「大御廻り行列帳」（Bと略記）、年不詳「大廻り行列帳」（Cと略記します）の三点を手取ることができました（Aは丁数・墨付ともで八、Bは丁数八・墨付ともで七、Cは丁数が十・墨付が九）。AとBとCには、行列の内容に相違があります。これらの行列帳が本願寺の火消、その実像について考える小

な手がかりとなればと思います。

以下、まずAを提示します。本願寺の作事奉行管轄の火消集団の規模を考える手がかりになるかと思います。

（表紙）

「天保十二年

十一月廿七日

大廻り行列帳

御作事」

倉蔵		役割	下大工 鐘	梯子添御被官	白革頭巾
牧右衛門		水口若狭	下大工 草り取	小梯子三人	大梯子四人
下座見代勤		鉄鞭	親方	御纏脇御被官	御纏持式人 御纏添
御纏脇御被官		御纏脇御被官		福田	
鷹頭		鷹頭同同同同同	水幟老人	水長持式人	龍吐水四人
ベ七口		水之手御被官			
團老人		役割 御作事小役人	鷹口持	長鷹頭御被官	長鷹 同同同
池垣弥兵衛		草り取	長鷹頭御被官	長鷹 同同同	ベ十
同		役割 御作事	若党 鐘	組 同同同同	
人 鉄鞭		兄玉銀蔵	草り取	御被官十人代勤	鉄

同 役割 若党箱 組 同同同

鞭 馬印 徒士 口附 奉行 若党重左衛門 鑓馬 山中一学 同鍛右衛門 徒士 口附 同虎藏 箱

長柄 役割 御作事小役人 鳶口持 御被官

沓籠 笹野喜兵衛 蠟燭箱 沓人 装束櫃 草り取 草り取

柳次

御被官 周平 人足方

三人 列方 下式人 鉄鞭押

伴左衛門

小差

八十次

行列の人数は、百名を超える規模になりそうです。この行列で名前が明記されているのが大工棟梁の水口若狭で、その両脇には下大工が並んでいます。水口若狭の前の御纏添は白革頭巾の村岡倉藏と福田牧右衛門、御作事小役人は池垣弥兵衛、奉行として山中一学、その若党として重左衛門・鍛右衛門・虎藏、御作事小役人として笹野喜兵衛らの名が記されています。この行列構成員からは、大工棟梁水口若狭と本願寺出入りの大工衆に、本願寺の作事奉行の山中一学と本願寺寺侍たちによって火消集団が構成されていたと思われます。

次に、Bを提示してみましよう。

(表紙)

「天保十二辛丑年十一月

大御廻り行列帳」

下町代

御纏添 福本堅藏 同天野重

下座見代勤 稲原利兵衛 鉄鞭 鳶頭

同 三上和三郎

三郎

刀差 鳶口持

列方櫛野弥

御纏持式人 鉄鞭 中村宇左衛門

手先 梯子持三人

草り取

平太

同持三人 鳶頭 鳶 同同同同同同 幟 沓人 水長持式人 同式

八人

列方新井喜右衛門

吹屋頭 沓人

人 雲龍水持三人 筵 沓人 同 沓人 同 沓人

長 鳶 同同同同

吹屋頭 沓人

町年行事

鳶口持

組 竹内又三郎 吉川

同同同同同同 大塚七郎兵衛

鉄鞭

十人

草り取

組 前川幸吉郎 西尾

良藏 西村作十郎 丹羽常五郎 井田勇助

列方荒木専五郎

鉄鞭 代勤 馬印持式人

権平 西森繁藏

松井為三郎 川出恒三郎

印添 徒士 口附 若党児玉吉次 鍵

杉井浅右衛門 徒士 騎馬 前田大学 松井祐左衛門

徒士 口附 田淵七左衛門 箱

長柄 刀差 鳶口持 町代 人足

沓籠 鉄鞭 井口為蔵 手先 平野伝七下壱人

草り取 草り取

方三四郎

長兵衛

跡鞭 手先

Bの場合は、先頭の下座見につづくのは下町代稲原利兵衛で、以下、Aと同様に鉄鞭や鳶頭・幟・水長持など他に、龍吐水ではなく「雲龍水持三人」とあります。Aにみられない役職は吹屋頭で、列の中程には町年行事大塚七郎兵衛、その後方に前田大学と若党三人が記され、さらに後方には町代平野伝七の名がみえています。行列の規模はAと遜色なかったでしょう。この行列の構成員からすると、Bは町奉行管轄の火消集団であったと考えられます。AもBも同じ天保十二年十一月の行列帳ですから、「大廻り」の儀礼は作事奉行管轄と町奉行管轄の二つの火消集団がおこなっていたと考えられます。

「錦花殿御日次帳」安永五年（一七七六）十一月二十五日条によれば、「今夜大廻り有之、閑睡殿御玄閑二而義千代丸様御覧被為遊」とあり、文如宗主の子ども義千

代丸が行列を観覧しています。幟や纏を誇示する二つの火消集団の行列ですから、かなりの目立つ華やかな行列であったことでしょう。

この二つの行列のうち作事奉行管轄の火消については、後記するように巡回の順路が判明するのですが、町奉行管轄の火消も同じ順路であったのかについては判りません。なお、前記の拙稿ではこの二つの火消集団間で主導権争いが発生し、作事奉行管轄の火消が一時期、廃止されたことも紹介しました。また、この記事からは「大廻り」が夜におこなわれていたことが判ります。

前記したように作事奉行管轄の火消による「大廻り」の道順も判明します。「日次之記」天保六年（一八三五）十一月二十六日条と二十七日条を提示しましょう。

○〈天保六年十一月二十六日条〉

一 御作事奉行

一昨廿四日御作事火消大廻り之節、於御境内対御末寺不穩次第有之趣相聞、右者全其役前示方不行届之至二候、仍之御察当被仰出之

○〈天保六年十一月二十七日条〉

一 広瀬丹下忠尚

御作事火消大廻り之節、不都合之義有之、昨日御察当被仰出候二付差控之儀伺出候处、御法会中殊ニ此節前田司書病氣ニ而引籠罷在、一役二付不及

其儀旨被仰出之

一 御作事奉行

御法会中大廻り之節、以来道筋左之通

御作事方内長辻北江、

北長辻、御成御門

御堂前

阿弥陀堂御門御白砂

御影堂御門・堀川御門

長辻・車御門御作事江

右之通被仰出之

一 原左内方政

昨廿六日大廻り之節、南御玄関御門前可致下馬之處、其儀不相心得打過候段恐入差控伺出候處、此頃同役司書病氣引籠居、且差掛り御用向有之候間、不及其儀旨被仰出之

「大廻り」は一日だけの儀礼的な行列ではなく、報恩講期間の複数日でおこなわれていたようです。ただし、十一月二十一日の御逮夜から二十八日の日中にいたる全期間にわたって毎日おこなわれていたのかどうかは判りません。

提示した十一月二十七日条にある大廻りの順路より詳しいのは、作事奉行管轄の行列帳と思われるCです。その最後には「道筋左之通」として「御作事方長辻、堀川・花屋町・東中筋・北小路・若宮道・花屋町・新町・七

条・大宮・丹波口・壱貫町・桶屋図子・大宮・黒御門・車御門・内長辻・花屋町・堀川・御白砂・御前通・西中筋・上魚棚・油小路・花屋町・東中筋」となっています。不明な点もあるのですが、この記述から行列の順路を再現してみると以下になるでしょうか。

行列は、境内の御作事から北の長築地を通り、御成門を出て堀川を渡り、起点となる花屋町に進みます。この順路の途上の関雉殿玄関で、前記したように義千代丸が行列を観覧しています。行列は、本願寺の東に広がる寺内町を巡行します。まず花屋町筋を東に西中筋・油小路を越えて東中筋まで進み、東中筋を北小路まで南下し、北小路を東に西洞院を越えて若宮通に至り、若宮通を花屋町筋まで北上します。そして本願寺の寺内町の東本願寺との境界になる新町通を七条通まで南下します。

ついで進行方向を変えて、七条通を西に大宮通まで進み、大宮通を丹波口まで北上し、そのあとは大宮通の一筋西を南下したのでしょうか。そして大宮通から北小路に入る門と考えられる「黒御門」を通り、「車御門」（台所門）から「内長辻」（南の長築地なのでしょう）に沿って東に進んで、起点となる花屋町に戻ります。

一応、以上のように復元してみました。が、「内長辻・花屋町」から「堀川・御白砂」へとつづく順路については、あまり自信がありません。とくに、「車御門・内長辻・花屋町」という順路については、前引の「日次之記」天保六年十一月二十七日条の記事を交えて考えなければ

ならないと思います。

「日次之記」天保六年十一月二十七日条には、原左内方政が「南御玄関御門前」で下馬すべきところ「其儀不相心得打過候段恐入差控伺出候」とあります。この点を考慮すると、Cの「黒御門・車御門・内長辻・花屋町」という順路は、北小路から「車御門」（台所門）をくぐったのではなく、「車御門」の門前を通って北小路を東に進み、花屋町に至ったという理解が可能ではないでしょうか。ここでいう「南御玄関」が大玄関門と「車御門」（台所門）のいずれを指すのかについては、判断しきれません。ただし、その門前を通過する場合に門をくぐるとは考えにくいでしょう。

起点の花屋町に戻った行列は、堀川を越えて御白砂に入り、御影堂門を通って御前通に入ったのでしょうか。御影堂門向かいの正面通を東に西中筋まで進み、次は方向を変えて西中筋を上魚棚（六条通だろうと考えています）まで北上したあと、一筋東の油小路を花屋町まで南下しているようです。「道筋左之通」の最後が東中筋となっていることも判らない点ですが、ここが行列順路の終点であるなら、寺内町の花屋町より北の北東部分が欠落することになります。おそらくこのあとは、新町通まで南北に上がり下がりしながら巡行したのでしょうか。

以上のように順路を復元してみると、六条通と七条通の間の寺内町や大宮通の西側もふくめた範囲をほぼくまなくカバーしていることは間違いないでしょう。

筆者は、「日次之記」にみえる順路が作事奉行管轄の火消集団で、Cにみえる順路が町奉行管轄の火消集団と、両方で火の用心の地域を分割していたのではないかと推測したのですが、Cには水口若狭や御作事小役人森下涼平・松本青右衛門がみえていますので、作事奉行管轄の火消の順路です。同じ順路を本願寺の二つの火消集団が大廻りしたように理解できます。

ここまで書いて筆者には、気になる点が浮上してきました。一つ目は、以下のような点です。両者が主導権を争って対立したことが原因で廃止されることになった御作事管轄の火消が（「諸事被仰出申渡帳」天保二年十一月十八日条）、天保二年十一月二十日（「日次之記」）に再興されて以降は、協調関係が維持できていたということなのでしょうか。非常災害時ではない平常時における見せ場であつたであろう行列の順番や行装の豪華さなどを競うことはなかったのでしょうか。

二つ目は、以下の通りです。本願寺内部や寺内町における火の用心の御達は、本願寺の日次記を展開すると少なからず見いだすことができます。ですが、はたして御達だけで本願寺内部だけでなく寺内町全体で防火意識を喚起できたのでしょうか。「大廻り」は一年の内の報恩講期間に複数日で実施されていたに過ぎないにしても、火の用心の御達に比べれば防火意識を喚起することになったと考えてよいのかという点です。

三つ目が大廻りと中廻りの相違点です。

この三つの点について考える材料を提示する前に、記しておきたいことがあります。蛤門の変によって発生した火災で京都市中の多くが焼失した元治元年（一八六四）十一月の報恩講における火の用心の様子についてです。報恩講の次第が様々の面で簡略化されたようで、寺侍秋田勝重（修理・蔵人とも名乗っています）が筆録した元治元年十一月附の「当七昼夜御法会御次第御達方」に「町奉行江御達」として、次のようにあります。

一 御白砂千火輪御止之事

一 御境内町々軒釣桃燈二相成候事

一 御境内火之廻り入念見廻り致し、中廻り之列二不及候事

最初の一つ書にある御白砂の「千火輪」がどのようなものなのか気になるのですが、筆者には不明です。さらに「中廻り之列二不及」という表現にも目を引かれます。もう少しだけ元治元年の報恩講における火の用の状況が判るのが、留役所「七昼夜御法事諸記」元治元年十一月十日条です。同諸記には、次のようにあります。

一 為火之元中廻り、昨年も御取締ニ付被相止候ニ付、当度も同様御止ニ相成候様仕度、併類焼後小頭組者為相廻候様、昼夜二も時々見廻り申付度、乍去非常御備薦方、其余之处例年之通諸方申付置候事

「当七昼夜御法会御次第御達方」の「中廻り之列」の「列」という表現に注目すると、中廻りでも行列が仕立てられていたと考えられます。しかし、その中廻りは、文久三年（一八六三）には「御取締」（財政的な儉約政策と考えられます）によって取り止めになっていたことが判ります。後記するように中廻りの取り止めは、実はその前年の文久二年の報恩講のときです。

では、気になる三つの点について考える材料を提示していきます。

報恩講については留役所の「七昼夜御法事諸記」（年次によって「七昼夜御法会記」とも表紙に記されます。表記は統一しませんでした）という記録があり、安政三年（一八五六）から慶応三年（一八六七）の十二年分が残存しています（嘉永六年分は断簡）。残存している十二年分には、火の用心に関する記事がまったくない年もあるのですが、安政四年の留役所「七昼夜御法事諸記」同年十一月十七日条に興味深い記述がありました。

一 町奉行九十九伺出

当七昼夜御法会中も近年之□□り通中廻り申付候而可然候哉、尤廿五日御日中引続為繰出可申、自然雨天二候ハ、巡延積りニ御座候条、此段も申上置申候

但、中廻り之節者、從來長辻御門内江者繰込不

申候事、昨年者町役所江引取候途中江永春館御近習松井古桜より若君様御沙汰之由を以、御門内江繰込候様御小人を以申達候趣二付、車御門江差控、其段小頭共届出申候二付、其段長御殿江申上繰込申候、以後者如何相心得申付候哉、此段も奉伺候

(朱筆)

「伺之通、中廻り尤昨年通、御構内江繰込候様取計可有之事、十九日下知」

まず最初に確認する必要があるのは、現存の十二年分の留役所「七昼夜御法事諸記」には大廻りはまったくでてこないということです。登場するのは、すべて中廻りです。前記した天保期の大廻りが確認できなくなり、中廻りという火の用心体制に変化していたようなのですが、その画期と理由に関する手がかりはありません。「近年之□□り通」の白四角にした箇所が筆者には難読で気になるのですが、安政三年の数年前から中廻りの火の用心体制になっていたのであろうと推測されます。

提示した記事からはいろいろなことが読み取れます。

まず「從來長辻御門内江者繰込不申候事」という記述から、中廻りでは本願寺の築地の内へは入らなかつた。「尤廿五日御日中引続為繰出可申、自然雨天二候ハ、巡延積りニ御座候」という記述から、中廻りは報恩講の期間中の昼間の一日だけで、雨天の時は順延されたことなど。

次は「從來長辻御門内江者繰込不申候事」という記述からは、中廻りが「長辻御門内」（北小路の台所門でしよう）から内へは入らなかつたこと。

さらに「昨年者町役所江引取候」という記述から、中廻りは本願寺の寺内町の奉行所管轄でおこなわれていたらしいこと（この点については『所報』第六二号を参照してください）。その史料根拠については『同和教育論究』〈第四五号、二〇二四年〉の拙稿「近世真宗差別問題史料（十七回）」で紹介した林藤馬「諸事取調言上帳（十二番帳）」の安政三年四月朔日条を参照してください）で指摘したように、安政二年八月には御賄奉行が兼役していた御作事奉行の職務が停止されたことが関係していると考えられます。

そしてこの安政四年の報恩講でも、昨年の報恩講で中廻りの行列が町役所へ引き上げる途中に本願寺の子どもたちの居所である永春館の「若君様」（個人を特定できませんでした）の「御沙汰」によって「車御門」（台所門）から境内に「繰込」んだのにつづいて、「御構内江繰込」んだということなどが判ります。中廻りの行列がどの程度の規模であつたのかは判りませんが、永春館の「若君様」が観覧を望むだけの豪華さは備えていたと考えられます。これ以降、中廻りの「御構内江繰込」は、文久元年（一八六一）の報恩講までつづきますが、文久二年の報恩講では取り止めになります。中廻りの「御構内江繰込」が永春館の「若君様」の「御沙汰」によるも

のであったとなれば、それまでの中廻りの「中」はさきほど記したような本願寺の境内の「内」という意味ではないことになります。では、中廻りは大廻りの範圍を縮小した火の用心の行列という意味になるのかどうか、判断を保留しておきたいと思います。

中廻りの取り止めについて、留役所「七昼夜御法会記」の文久二年十一月二十日条を提示しましょう。

一七昼夜御法会中、御境内火之元之義、中廻り二而近年相済候処、当年者御儉約被仰出候二付、如何可仕哉、御火消廻り之義者群参御門徒見聞之御飾ニ相成候迄之義二而、強而実用ニ益なく、尚又鳶方小もの共、町々相廻り着類之支度無心頼入受方も不宜、御費之程者凡錢拾五貫文計ニ御座候得者、差而多分之御損益ニも不相拘様奉存候、併御止ニ相成候得者、御省略ニ相違者無御座候間、御儉約中御止之方可然哉ニも奉存候二付、此段奉伺候

但、本文御費之拾五貫文、他向月番出入鳶之もの杯江遣し候分ハ、悉皆相除可申候得共、内輪ニ於下方江相潤候分ハ、品ニ寄少々被下之願可申哉、此段も申上置候

(朱筆)

「伺之通、尤非常実用之手当急度致置、其手当ニ致置候、下方之者共江心附等遣之、御境内を列立巡行ハ見聞飾迄之事故、御儉約中相止候而可然事、

十一月廿日下知

さきにも書いたように報恩講に際する火の用心としての大廻りは、天保期以降、どの時点で中止されていたのかは不明ですが、幕末期の儉約政策で「中廻り二而近年相済候」という状況に至っていたようです。そのような状況のなか、文久二年にはさらに「御儉約被仰出」れ、「御火消廻り之義」をどうするのかを検討されます。その結果、中廻りも中止されることになりました。

中止の理由として提示されたのは、「御火消廻り之義者群参御門徒見聞之御飾」に過ぎず、「強而実用ニ益なく」とあるように実際の火の用心には役立っていないという理由でした。中廻りが取り止められたからといって火の用心の必要がなくなったわけではありません。朱筆の箇所「尤非常実用之手当急度致置」とあるように、具体的な姿は判りませんが、実効性のある火の用心の手当は実施されました。

さらに「尚又鳶方小もの共、町々相廻り着類之支度無心頼入受方も不宜」という表現からは、中廻りを担った鳶たちが寺内町に「着類之支度」を無心し評判が良くなかった点にも目を引かれます。鳶たちにとっては、大廻りにしろ中廻りにしろ、報恩講に群参する門徒たちの注目を集める晴れ舞台であったでしょうから、寺内町に無心する衣装もより華美なものを求めたのでしょう。

文久三年十一月の報恩講について、留役所「七昼夜御

法会中御取締ニ付御省略方取調言上簿」(「七昼夜御法会御取締御省略取調」と上書された袋に入っています)に興味深い記述があります。同言上簿には、「御境内大廻り之儀、右者昨年も御取締ニ付中廻り込も御止相成有之ニ付、当年も同様猶又御止之方可然哉ニ奉存候」と御伺が提出されています。この記事は読点の打ち方によっては微妙に理解が変わりそうなのですが、大廻りは中廻りすらも昨年の文久二年に取りやめになったのだから、本年も取りやめてはどうだろうかという意味だと理解しています。そしてこの御伺いは、十一月十七日に許可されています。

ところで、文久二年の留役所「七昼夜御法会記」にある「当年者御儉約被仰出候」という点も確認しておきます。「諸事被仰出申渡帳」によれば、文久二年十月二十八日に「御室内御取締」につき文久二年十一月より慶応元年(一八六五)まで厳しい儉約が本願寺全体に達せられています。この儉約期間が終わる慶応元年の留役所「七昼夜御法会記」十一月十二日条に「御境内火之元中廻り之儀、当年も御止メニ相成候哉、併非常之実用ハ可備置様、兼而御沙汰之通申付度」とありますので、さきに提示した留役所「七昼夜御法事諸記」元治元年(一八六四)十一月十日条の火の用心体制は維持されていました。

では、儉約体制が終わった慶応二年には報恩講の火の用心はどのようになったのでしょうか。慶応二年の「七昼夜御法会記」の「十一月十四日伺、諸事町奉行十九番

帳」とある一つ書に「御法会中中廻り之儀、昨年之通御止与奉存候、就右非常之実用ハ相備置申度候ニ付」とありますので、そのままの火の用心体制を継続しています。筆者が確認できた最後の冊子である慶応三年の留役所「七昼夜御法会記」には、火の用心に関する記事は見いだせません。おそらく前年までの体制をそのまま継続していたと思われます。

気になる三点のうち一つ目・二つ目に関しては以上のような状況を提示できればよいのではないかと思います。筆者によく判らないのが、三つ目の大廻りと中廻りの相違点です。さきに提示した元治元年十一月附の「当七昼夜御法会御次第御達方」に「中廻り之列」とありますので、中廻りでも行列が仕立てられていたことは間違いない、その行列が永春館の若君が観覧を希望する姿であったろうことも、先に指摘しました。問題は、その順路かと思えます。留役所「七昼夜御法会記」の文久二年十一月二十日条の「七昼夜御法会中、御境内火之元之義、中廻りニ而近年相済候処」という文言からは、中廻りが大廻りに比較して簡略なものであったことが窺えます。そこで筆者は、「日次之記」天保六年(一八三五)十一月二十七日条に記された順路が本願寺の両御堂の前が中心であることを注目して、中廻りの「中」を寺内町全域を経巡る大廻り(おおまわり)に対比して考えればよいのではと思うようになりました。つまり、中廻りは行列の規模や巡回の順路が簡略化されていることともに、本

願寺の両御堂の前を中心に境内の「内まわり」を意味していると理解するわけです。

では、留役所「七昼夜御法事諸記」安政四年十一月十七日条の但し書きにある「中廻り之節者、従来長辻御門内江者繰込不申候事」という事態をどのように理解すればよいのでしょうか。これは、同じ但し書きにある「車御門江差控」という文言と朱筆の「御構内江繰込」という文言に注目して次のように考えられるのではないでしょうか。つまり、中廻りが潜る門は車門（台所門）だとすると、中廻りの行列は両御堂の裏側で、両御堂の前の御白州とは区別された空間である書院や宗主一族の居住空間であって、その点が朱筆の「御構内」という文言に表現されていると理解してはいかがでしょうか。

【補足】本文中で筆者には不明と書いた「千火輪」について、慶応二年の「七昼夜御法会記」の「十一月十四日伺、諸事町奉行十九番帳」とある同じ箇所の一つ書に「千火輪、当年も御止与奉存候、左候時ハ衣屋中ハ御冥加昨丑年鳥目五貫文献上仕候二付、当年も同様申達仕候、此段奉伺候」とありますので、具体的な姿はやはり不明なままですが、寺内町の衣屋中が馳走していたことが判明します。また、文久三年の留役所「七昼夜御法会中御取締二付御省略方取調言上簿」には「御白砂千火輪之儀、右者晨朝も例刻、御初夜中半刻二相成候二付、格別夜二入参詣人迷惑二も不相成哉、尚又御白砂御挑燈者例歳之通建置候間、千火輪者当年御止相成候而如何御座候哉」

とありますので、報恩講に参詣する門徒たちの障害になる可能性をもった拵え物であったようです。

（さうだ まさゆき 種智院大学特任教員

本願寺史料研究所委託研究員）

※ ※ ※ ※ ※ ※

〈史料紹介〉

「安政五戊午年正月改之 御家中座列」(二)

小林 健太

第六七・六八合併号に引き続き、「安政五戊午年正月改之 御家中座列」の翻刻を掲載する。

前回の解説の補足をしておきたい。本史料のような家臣団名簿は、本願寺において近世を通じて作成されており、本願寺史料研究所保管文書のなかに五十三点確認されている（これまで紹介されたものも含む）。

また、記述の形式は、本史料のようにそれぞれの家臣の略歴を付しているものや、ただ家臣の座列のみを記しているものもある。これらの名簿群は、証如期から明治四年まで断続的に作成されていることから、近世を通じて家臣団の変遷・組織を検討することが可能である。なお、本史料は次号で翻刻を完結する予定である。

《翻刻つづき》

見習

〱池尾濤太郎「平良倫」
(朱書) ヨシトモ

年十五

安政二乙卯年七月十三日被仰付

〱長尾半弥「源洪厚」
(朱書) ヒロアツ

年十七

安政三丙辰年七月十三日被仰付

〱奥村式部「藤以文」
(朱書) ユキフミ

年廿八

右同断

〱蒲生梅之助「藤俊秀」
(朱書) トシヒデ

年十七

右同断

〱川那部彦太郎「源行治」
(朱書) ユキハル

年十四

右同断、思召を以被仰付

〱宮西邦之助「源孝直」
(朱書) タカナツ

年十五

安政三丙辰年十二月廿六日思召を以被仰付

〱熊崎転「藤栄久」
(朱書) ヨシヒサ

年十六

同四巳年七月十三日被仰付

〱田中直樹「源資元」
(朱書) スケモト

年十六

同年十二月廿六日被仰付

〱中根壮太郎「源籌福」
(朱書) カズトミ

年十二

安政四巳年十二月廿六日思召を以被仰付

〱長谷川亘「源師成」
(朱書) モロナル

年二十九

安政五戌年七月十三日被仰付

〱高山登「藤啓」
(朱書) ヒラフ

年二十九

安政五戌年七月十三日被仰付

〱嶋田民之助「橘勝好」
(朱書) カツヨシ

安政五戌年八月十五日被仰付

〱上田穂太郎「橘正臣」
(朱書) ヲミ

安政五戌年十二月廿九日被仰付

〱寺田瑞吉郎「藤重就」
(朱書) シゲナル

安政六己未年七月十三日被仰付

〱池永政吉郎「源三章」
(朱書) ミツフミ

安政六己未年十二月廿九日思召を以被仰付之

〱岡田等太郎「源直勝」
(朱書) カツ

右同断被仰付之

細江左膳

万延元申年十二月廿九日被仰付之

横田環

右同断

〱山中愛之助「棟」
(朱書) タカシ

文久元辛酉年三月十五日被仰付之

〱鈴木右門「重脩」
(朱書) フササ
右同年十二月十四日被仰付

御語合

富嶋雅楽

楠山晋五郎

文久元辛酉年三月廿二日被仰付之

侍常末席

吉村了斎「源孝文」
(朱書) タカフミ
年六十六

医師

〱宮崎碩安「春彰」
(朱書) ヘルアキヲ
年八十二

万延元年申年五月十三日往生

安代猷輔「弼」
(朱書) タスク
年三十八

岡橋焦吉「直格」
(朱書) ナヲサタ
年三十六

〱橋本昌碩「泰和」
(朱書) ヤスチカ
年三十七

宮崎三益「春倫」
(朱書) ヘルトモ
年二十三

安政元寅年十二月廿六日被召出

安代良輔「退」
(朱書) ヘルカ
年十九

安政四巳年十二月廿六日被召出

橋本玄碩「泰興」
(朱書) ヤスヲキ
安政六巳未年十二月廿九日被召出

見習

准侍

間宮昇「源好言」
(朱書) ヨシコト
年四十

天保十亥年七月十日中小姓江被召出
同十一子年六月朔日当席江立身

林左馬「源清道」
(朱書) サヨミヂ
年二十二

嘉永元申年十二月廿六日被召出

〱今村志津摩「藤俊久」
(朱書) トシヒサ
年二十

同五子年閏二月十五日被召出

大喜多兵部

安政六巳未年十二月廿六日被召出

岡本波門「洪右衛門事」
(行色) (朱書) ノフヒテ
「源暢秀」

天保元庚寅年十二月廿九日被召出

安政三丙辰年十二月廿六日中小姓江立身

安政六巳未年十二月廿九日其身一代当席江立身

格

上田喜又

万延元申年十二月廿九日其身一代准侍格江当席中御取立
文久元酉年九月朔日当席へ立身被仰付之

細野蔵人「信五右衛門事」
(朱書) カネヨシ
「包好」

文久元辛酉年十月朔日当席へ被召抱

医師格

(ム)

堂達

准侍同席

(宋書)

〔役〕專修寺〔得阿〕

(宋書)

年七十四

享和二戌年二月廿三日被召出

天保十三寅年十二月八日侍常末席格被仰付

安政四巳年二月十六日願之通隠居、呼寺号戒忍寺与被下之、御奉公在来通

安政五戊午年二月朔日專修寺再住職被仰付

(宋書)

〔同〕円成寺〔応達〕

(宋書)

年七十一

文化七申年九月八日被召出

(宋書)

〔同〕炤善寺〔隆哲〕

(宋書)

年六十七

文政元寅年十一月廿一日被召出、正定寺与呼寺号被下之

天保十二丑年正月廿二日住持相統

円光寺隠居

(宋書)

〔同〕大利庵〔善遇〕

(宋書)

年七十

嘉永元申年三月十八日乍隠居再勤、当席江立身

(宋書)

〔同〕慈願寺〔無涯〕

(宋書)

年五十六

文政二卯年五月廿九日被召出

(宋書)

〔同〕大雄寺〔一妙〕

(宋書)

年六十七

文政四巳年八月直入寺新発意二而被召出

同五年四月廿五日呼寺号被下、同寺相統被仰付

(宋書)

〔同〕聞藏寺〔玄瑞〕

(宋書)

年五十

文政八酉年九月二日被召出

(宋書)

〔同〕願成寺〔貫聴〕

(宋書)

年七十一

文政九戌年四月六日被召出

(宋書)

〔同〕廣泉寺〔梵道〕

(宋書)

年四十七

文政十亥年二月四日被召出

同十一子年四月十九日呼寺号得雄寺与被下之

天保二卯年十月六日住持相統

(宋書)

〔同〕圓光寺〔善学〕

(宋書)

年四十八

文政十亥年二月四日被召出

同十一子年四月十九日呼寺号瑞華寺与被下之

天保二卯年十月朔日永御暇被下之

同四巳年十一月十八日復席

(宋書)

〔同〕妙順寺〔照映〕

(宋書)

年六十一

文政十三寅年十一月十九日被召出

天保十二丑年当席江転席

(宋書)

〔同〕教宗寺〔隆正〕

(宋書)

年五十八

天保二卯年六月廿日被召出、呼寺号速成寺与被下

同九戌年教宗寺江養子、同十二丑年当席江転席

(宋書)

〔同〕宏山寺〔僧準〕

(宋書)

年五十二

文政十三寅年八月十五日被召出

〔同〕法雲寺〔義心〕
(宋書)

年四十六

天保元寅年十二月廿九日被召出
同五年年十月晦日呼寺号被下之
弘化二巳年九月八日住持相統

〔同〕乗念寺
(宋書)

安政四巳年二月九日再勤、乗念寺相統被仰付
同年十二月廿六日当席江軀席

〔善行寺〕寛成〕
(宋書)

年五十七

天保九戌年六月廿二日被召出
同十三寅年十月十八日当席二軀席
安政六己未年正月四日往生

〔同〕妙覺寺〔楚善〕
(宋書)

年五十五

嘉永元申年三月廿日再勤
同三戌年七月十三日当席江軀席

蓮光寺〔慶瑞〕
(宋書)

年六十五

天保三辰年十一月十六日被召出

横超寺〔値真〕
(宋書)

年五十一

同十四卯年八月十五日被召出
安政四巳年閏五月廿七日思召を以当席江軀席

称名寺〔最覺寺〕〔眞道〕
(行石宋書)

年四十八

同十四卯年八月十五日被召出、呼寺号被下之
安政四巳年閏五月廿七日思召を以当席江軀席
文久元酉年五月十七日改号被仰付之

牛樂寺〔祐信寺〕〔得忍〕
(行石宋書)

年四十八

同十四卯年八月十五日被召出、金剛寺与被下之
嘉永元申年六月十四日改号
安政四巳年閏五月廿七日思召を以当席江軀席
文久元辛酉年七月十三日祐信寺寺跡相統被仰付

大琳寺〔泰忍〕
(宋書)

年(マ)

天保三辰年閏十一月廿一日一代本座

〔撰州蒲生村在寺〕
(宋書)

正福寺〔宗真〕
(宋書)

年(マ)

右同断

明善寺〔龍海〕
(宋書)

年四十六

天保五年年七月十一日被召出
同十五辰年六月九日同寺江養子
嘉永元申年六月廿一日改号

慶証寺〔玄俊〕
(宋書)

年四十五

天保五年年十一月十五日被召出

尊超寺〔了嚴〕
(宋書)

年四十五

天保十二丑年五月十五日被召出、呼寺号深徳寺与被下之、同月
廿日御剃刀
同十四卯年六月五日住持相統

法輪寺〔祖訓〕
(宋書)

年三十三

天保十二丑年十一月廿一日被召出

西教寺「誓海」
(朱書)

年三十三

右同断

阿禪寺「泰真」
(朱書)

年三十七

天保十三寅年三月四日被召出、呼寺号被下之

〱莊嚴寺「大真」
(朱書)

年四十二

同年九月五日被召抱、呼寺号被下之

善休寺「洞達」
(朱書)

年四十四

天保十四卯年九月廿一日被召出、呼寺号被下之

回向寺「僧融」
(朱書)

年
(44)

天保十四卯年十二月廿六日被召出、呼寺号被下之

覺林寺「融阿」
(朱書)

年四十四

同十五辰年三月廿一日被召出

光恩寺「実言」
(朱書)

年三十九

天保十五辰年十一月廿一日被召出

弘化三年七月十日蓮舟寺与呼寺号被下

嘉永二己酉年十一月五日住持相続

全光寺「玄真」
(朱書)

年三十

弘化二己巳年七月十一日召出

同月十三日御剃刀

宝樹寺「大観」
(朱書)

年四十二

同四未年十一月十五日被召出、呼寺号被下

得雄「浄教」寺「梵行」
(行石)

年三十二

嘉永申年三月廿三日被召出、呼寺号被下

同五壬子年広泉寺養子二被仰付

正衍「定」寺「隆尊」
(行石)

年三十三

嘉永元申年七月十三日被召出、呼寺号被下

同二己酉年七月十三日正定寺与呼寺号被下

同七甲寅年七月九日改号

法潤寺「雪岑」
(朱書)

年三十五

同二己酉年六月十五日被召出

〱延明寺「善了」
(朱書)

年二十六

嘉永三戌年十二月廿六日被召出

唯念寺「深亮」
(朱書)

年二十八

同四亥年八月十五日被召出

忍性寺「正諦」
(朱書)

年二十二

同五子年十一月十五日被召出

重規寺「僧禅」
(朱書)

年二十八

同六癸丑年三月十五日被召出

芳違寺「真徳寺」^(行右宋書)「義導」^(宋書)

年三十一

同年十月廿五日被召出
万延元庚申年八月廿四日真徳寺住持相統被仰付

専光寺「梵了」^(宋書)

年二十五

同年十二月廿六日被召出

大善寺「大蓮寺」^(行右宋書)「隆心」^(宋書)

年二十七

安政二乙卯年三月朔日被召出、呼寺号被下之
文久元辛酉年七月十三日改号被仰付之
同年十月十八日退身願之通御聞濟

相国寺「善念」^(宋書)

年

同年十一月朔日被召出、同月十八日御剃刀

妙行寺「重識」^(宋書)

年

同年十一月十五日被召出、同月十八日御剃刀

円融寺「僧謙」^(宋書)

年

安政三丙辰年四月朔日被召出

仏陀寺「楚教」^(宋書)

年

右同断

恵日寺「大巖」^(宋書)

年

安政四巳年閏五月朔日被召出、同月六日御剃刀

皆遵寺「昇旭」^(宋書)

万延元庚申年十月十八日被召出

蔡華寺「泰順」^(宋書)

右同断

普門寺「秀達」^(行右宋書)「性海」^(宋書)

万延元申年十二月廿九日被召出

「万延二辛酉年二月五日御剃刀御免、法名被下」^(宋書)

神力寺「照天」^(宋書)

文久元年三月十七日

御奉公見習年数之儀ハ御規格も有之候ヘ共、御遠忌御法会ニ付而ハ俗体御家来身分共違、御堂勤式訳も有之候間、右年数二不拘、此度限格別之思召を以、御奉公被召出候事

蓮舟寺「善聴」^(宋書)

右同断

三縁寺「玄斎」^(宋書)

右同断

崇泉寺「教乗」^(宋書)

文久元辛酉年七月十三日再勤并再住職被仰付之

隠居

唯念寺「廓亮」^(宋書)

年

乗念寺「僧律」^(宋書)

見習

蓮光寺

新發意昇旭

安政四丁巳年二月十二日被仰付

同年閏五月六日御剃刀

〔安政六己未年九月四日呼寺号皆遵寺与被下之〕

大琳寺

新発意泰順

安政四丁巳年十月十日思召を以被仰付

同年十一月十六日御剃刀

〔安政六己未年九月四日呼寺号蔡華寺与被下之〕

妙順寺

新発意照天

安政六己未年二月朔日思召を以被仰付

同月十三日御剃刀

〔万延二辛酉年二月朔日呼寺号神力寺与被下之〕

願成寺

新発意善聰

〔同年二月十日御奉公見習被仰付

同月十三日御剃刀

〔万延二辛酉年二月朔日呼寺号蓮舟寺与被下之〕

慶証寺

新発意玄斎

〔同年二月十九日御奉公見習被仰付之

〔万延二辛酉年二月朔日呼寺号三縁寺与被下之〕

御語合

専修寺

孫新発意

〔万延二辛酉年二月五日御剃刀御免法名被下〕

〔万延元申年九月晦日御遷座、尚又来春御遠忌法会之所御無人二

万延元年九月十五日被仰付

聞蔵寺

新発意

香巖

修学中他国御免

右同断

前同断

善休寺

新発意

集蔵

右同断

右同断

前同断

明善寺

新発意

良樊

文久元辛酉年三月朔日大御遠忌御法会之处、御無人二付御奉公御語合江被仰付之

中小姓

准侍次席

〔岡本左間太「源洪秀」

〔文化二丑年五月十七日被召出

文政十二丑年二月三日当席江立身

弘化四未年五月十七日御仲居被仰付

安政六未年七月十九日往生

〔佐々木平太夫「源元繼」

〔文化十四丑年九月廿一日被召出

天保十一子年七月十日当席江立身

〔松代儀作「儀左衛門」

〔年二十四

天保十四卯年七月十三日当席江被召出
文久元辛酉年七月十三日改名被仰付之

藤田林左衛門

(朱書)「藤潔美」
年五十九

文化十五寅年二月十九日被召出
弘化二巳年十二月廿六日当席江立身

高田郷右衛門

(朱書)「藤是」
年四十八

文政四巳年十一月十四日被召出
弘化四未年九月朔日当席江立身

粟津友左衛門

(朱書)「藤建」
年四十八

文政八酉年七月廿四日被召出
弘化五戊申年二月廿一日当席江立身

村上市之進

(朱書)「藤直秀」
年四十七

文政十亥年八月十五日被召出
弘化五戊申年二月廿一日当席江立身

塚本建右衛門

(朱書)「藤匡美」
年三十六

天保二卯年六月七日被召出
嘉永二乙酉年十二月廿六日当席江立身

高村平左衛門

(朱書)「平安行」
年六十五

文政三庚辰年三月九日被召出
嘉永四辛亥年二月廿六日当席江立身

駒沢牧之進

(朱書)「藤忠保」
年五十八

文政五壬午年十二月十三日被召出

嘉永四辛亥年十二月廿六日当席江立身

麻田栄之進

(朱書)「篤雅」
年二十二

嘉永六癸丑年七月十三日被召抱、当席江御奉公被召出

北村又右衛門

(朱書)「藤典久」
年四十九

文政七申年十二月十五日被召出
安政二乙卯年七月十三日当席江立身

児玉銀左衛門

(朱書)「藤雅督」
年五十三

文政十亥年八月十五日被召出
安政二乙卯年七月十三日当席江立身

井出慎吾左衛門

(朱書)「橋時宜」
年四十一

天保三辰年十月廿六日御徒士江被召出
弘化元辰年十二月廿七日綱所江立身
安政二乙卯年七月十三日当席江立身

岡本洪右衛門

(朱書)「源暢秀」
年四十五

天保元庚寅年十二月廿九日被召出
安政三丙辰年十二月廿六日当席江立身

松本藤左衛門

(朱書)「源宗道」
年三十九

天保六乙未年三月十三日被召出
安政四丁巳年七月十三日当席江立身

前田武左衛門

(朱書)「菅彦俊」
年三十二

弘化元甲辰年十二月廿五日御仲居江召出
安政四丁巳年十二月廿六日当席江立身

橋本伊左衛門「藤昂」
(朱書) タカノ

未四十四

天保五年十二月廿九日被召出

安政六己未年三月二日当席江立身

同年五月廿九日往生

浅井錦右衛門「源高儀」
(朱書) タカノリ

文政七甲申年十二月十五日被召出

安政六己未年十二月廿九日当席江立身

長谷川孝之進「平可一」
(朱書) ヨシカス

安政六己未年十二月廿九日当席江立身

万延元庚申年十月朔日往生

河野道助「伝之進」
(行右) (朱書) ミチタマ

天保二卯年五月廿六日 月七日被召出

安政己未年十二月廿九日当席江立身

林幸生衛門「幾之進」
(行右) (朱書) トシカズ

安政二卯年十二月廿六日 家名相続

同月廿九日綱所江立身

安政六己未年十二月廿九日当席江立身

八木忠左衛門「平政暢」
(朱書) マサノブ

年四十四

安政七庚申年二月朔日当席へ立身

高村小一郎「平安照」
(朱書)

年五十八

天保九戊戌年十二月廿五日被召出

万延元庚申年七月十三日当席江立身

駒沢九郎右衛門

文久元辛酉年三月十五日当席江立身被仰付

丹羽長左衛門

右同断

里村八郎二

右同月十七日右同断

佐々木盛五郎

右同断

野村郷之進

同年六月二日当席江立身被仰付之

中小姓格

吉村要蔵「源孝一」
(朱書) タカカズ

上田慎十郎「橘正照」
(朱書) マサテル

年五十三

安政四巳年六月十五日被仰付之

御茶道

林竹斎「菅道吉」
(朱書)

年六十一

文政二乙卯年十一月十七日被召出

千葉魁悦「藤高齢」
(朱書) タカトシ

年四十七

同七甲申年十二月十七日被召出

市原宗伯「藤陽英」
(朱書) ヘルヒデ

年二十五

天保十四卯年十二月廿六日被召出

安政六己未年九月十九日往生

御茶道格

○藤田道意

文久元辛酉年三月十五日被仰付

見習

千葉宗鳩（朱書）「藤重齡」シゲトシ

安政六己未年九月九日思召を以被仰付

隠居

岩城韶亭（朱書）「藤弘蔭」ヒロカゲ

年三十四

安政三丙辰年十二月廿六日隠居

○此処ハ藤田―

御仲居

〱岡本左間太

前田武左衛門

〱野村郷作

（こばやし けんた 本願寺史料研究所研究員）

※ ※ ※ ※ ※ ※

《研究所の諸活動（二〇二四年度）》

- 1、本願寺史料研究所保管の文書調査・整理
- 2、研究の社会的還元

（1）『本願寺史料研究所報』の編集・発行

第六七・六八号、二〇二五年三月三〇日刊行

（2）ホームページの更新

3、『本願寺教団史料』近畿編Ⅱ（大阪編）の編集

4、本願寺文化財に関する事

5、諸寺院並びに研究所・図書館等の史料調査

6、『増補改訂 本願寺史』の編集

【第四卷】二〇二五年二月二五日刊行

7、公開講座

岡村喜史「実如宗主の生涯と事績」

近藤俊太郎「戦後80年と本願寺―戦争と平和をめぐる―」

二〇二五年一月一二日に開法会館において開催し、同年

二月一日から一四日までオンライン配信を実施

8、その他

（1）本願寺・真宗史に関する質問への回答

（2）他の研究機関・研究者との研究連携

（3）他機関・研究者よりの保管資料類の閲覧依頼に対する資料提供

《編集後記》

本号では、左右田昌幸氏に近世本願寺の防火・防災体制に関する原稿を、また小林健太氏に安政期の本願寺家臣団に関する史料紹介の続編を、それぞれ執筆していただきました。いずれも近世の本願寺に関わる重要な情報群です。これらが活用され、本願寺の歴史に関する研究がさらに進展することを期待しています。

なお、本願寺史料研究所は、二〇二五年四月の宗務組織機構改革により、新たに設置された研究業務部門のなかに置かれることになりました。